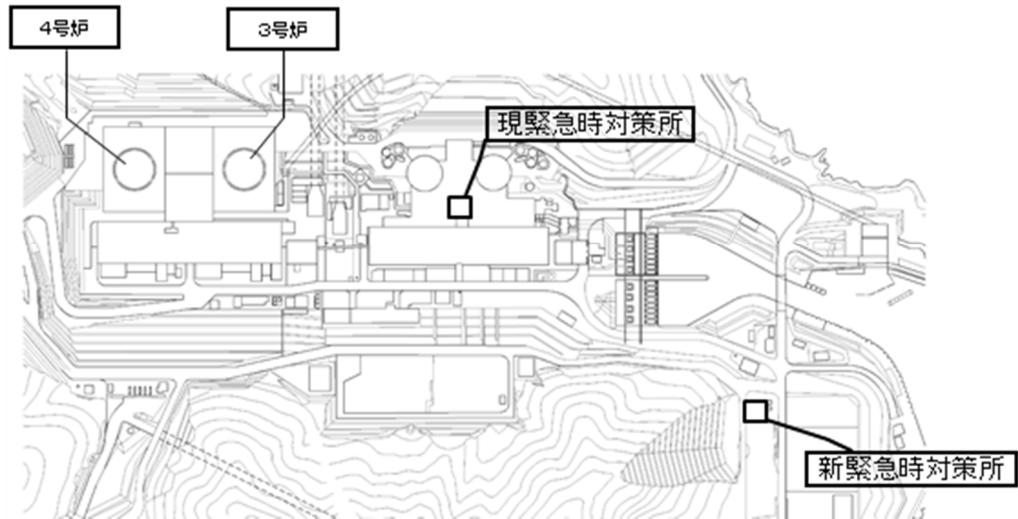


(参考) 本申請の概要

1. 緊急時対策所の設置

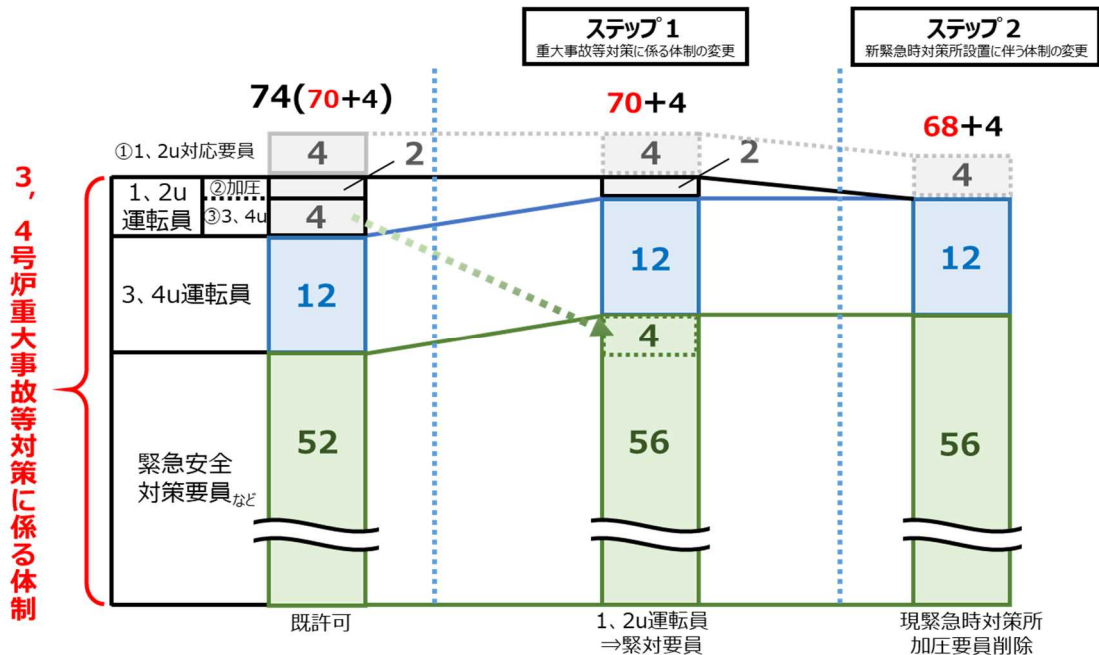
大飯発電所3号炉及び4号炉共用の緊急時対策所について、現在の1号炉及び2号炉の原子炉補助建屋内から新たに設置する緊急時対策所建屋内に設置する。



出典：第641回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料2-1 (<http://www2.nsr.go.jp/data/000249377.pdf>) から抜粋・修正

2. 重大事故等対策に係る体制変更

1号炉及び2号炉の運転員10名のうち4名を3号炉及び4号炉の緊急安全対策要員とするなどの変更を行う。



出典：第764回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料2-2 (<http://www2.nsr.go.jp/data/000282533.pdf>) から抜粋

3. 重大事故等対策における操作の想定時間の一部変更

3号炉及び4号炉の重大事故等対策において、炉心等への海水注入等に用いる送水車を用いる手順について、所要時間等の変更を行う。

移動時間（10分）の追加

約2時間40分を約3時間20分に変更

		経過時間（時間）			備考
		1	2	3	
手順の項目	要員（数）	作業時間（30分）の追加			約3時間20分 ▽注水開始
海水から使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員 5	現場移動	送水車の準備	送水車廻り準備	
				ホース敷設・接続 送水車起動	

※：移動時間には防保護具着用時間を含む。

出典：第764回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料2-1 (<http://www2.nsr.go.jp/data/000282533.pdf>) から抜粋